

簡易公募型競争入札に準じた方式（総合評価落札方式【標準型】）
に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

平成25年3月29日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成25年度北部国道管内交通円滑化検討業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、「北部国道事務所管内交通円滑化総合計画（案）」の策定に向けて、北部国道事務所管内の交通状況を整理するとともに、併せて道路整備やまちづくりの進展等により新たに発生してきた交通問題を抽出し、対策の立案を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- | | | |
|---------------------------|----|----|
| ・北部地域交通円滑化総合計画（案）のフォローアップ | …… | 1式 |
| ・「経路分散」に関する実証実験の実施 | …… | 1式 |
| ・北部地域交通円滑化WG開催運営及び資料作成 | …… | 1式 |

本業務において、技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

「北部国道管内の地域特性及び交通特性などを踏まえ、北部国道管内交通円滑化に向けての取り組みについて」

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成26年3月31日

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務の予定価格が100万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(7) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

- (9) 参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記 2-1 に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2-2 に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成 25・26 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。)ではないこと。
- 5) 別途発注済の「平成 24 年度北部国道事務所改築関係資料整理(その 2)業務」の受託者(一般社団法人沖縄しまたて協会)と資本若しくは人事面(出向元および派遣元を含む)において関連がないものであること。

2-2 設計共同体

- 1) 2-1 に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成 25 年 3 月 29 日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示)に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平成 25 年度北部国道管内交通円滑化検討業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。
- 2) 各構成員は実施する分担業務に応じて 1 名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

2-3 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得(平成 24 年 4 月 2 日付け府開管理第 518 号)(以下「競争契約入札心得」という。)第 4 条の 3 第 2 項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

2) 予決令第85条に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者(以下、「調査対象者」という。)に、予決令第86条の調査(以下、「調査」という。)を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」(以下、「低入札価格調査」という。)であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙-2、3によるものとする。

3) その他測量及び地質調査業務の場合には予算決算及び会計令第85条の基準に、該当する入札を行ったものに対する契約担当官等の行なう調査にあたり、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定めなければならない。

4) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は30点とし、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

3) 技術評価点の算出方法

・技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とし、少数5位切り捨て、少数4位止めとする。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針など

③評価テーマに対する技術提案

④技術提案の履行確実性（別紙－4）

・技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4) 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

①配置予定技術者

- ・資格
- ・専門技術力
- ・情報収集力

②実施方針等（業務の理解度、実施手順）

③評価テーマ

5) 総合評価は入札者の申込みに係る上記3.(2)4)①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電話：0980-52-4350

FAX：0980-52-1131

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間：平成25年3月29日（金）から平成25年6月3日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

（3）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2. 2-1 2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

（4）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成25年4月1日（月）から平成25年4月8日（月）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成25年4月8日（月）17時15分までに上記4.（1）に必着とする。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合（記録媒体（CD-R等）での提出も可）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

（5）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成25年4月22日（月）から平成25年5月7日（火）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成25年5月7日（火）17時15分までに上記4.（1）に必着とする。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合（記録媒体（CD-R等）での提出も可）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

（6）指名通知の日

指名通知の日は平成25年4月19日（金）を予定する。

（7）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは、平成25年6月4日（火）17時15分まで。
持参による場合の締め切りは、

平成25年6月4日（火）17時15分まで。

開札日時：平成25年6月5日（水） 9時00分

開札場所：〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(8) 技術提案書（技術提案の履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(9) 詳細は入札説明書による。